

令和 7 年 4 月 1 日
日本下水道事業団

現場代理人の常駐規定にかかる緩和について

1 常駐規定を緩和できる場合

工事標準請負契約約款第 10 条に基づく現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため現場への常駐を義務付けているが、次の(1)又は(2)に該当する場合についてはこの規定を緩和することができる。

(1) 常駐を必要としない期間

次のいずれかに該当する期間は、常駐規定を緩和する。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は 仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一 時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事 全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、 後片付け等のみが残っている期間

(2) JS が発注した工事又は国、都道府県および市町村の工事において当該発注機関の契約職が常駐規定の緩和を認めた工事

2 現場代理人が兼務できる場合

現場施工期間中の現場代理人においては、1（2）に該当することによる常駐規定が緩和にされて、他の工事の現場代理人と兼務が可能になる。現場施工期間中の現場代理人が他工事と兼務できる場合は、次の(1)から(3)を全て満たす場合とする。ただし、低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事を除くものとする。

(1) 工事件数

2 件までを上限とする。

(2) 工事現場間の距離

- ・ 主任技術者を専任で配置する必要にない工事においては工事現場相互の距離が 10km 程度
- ・ 主任技術者を専任で配置する工事のうち、同一の主任技術者の兼務が認められた工事においては工事現場相互の距離が 10km 程度

- ・ 監理技術者を専任で配置する工事のうち、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合

(3)その他

- ① 必ずいずれかの工事現場に駐在する
- ② 監督員と連絡が取れるよう連絡員を配置する
- ③ 連絡員は元請又は下請の社員（雇用契約あり。雇用期間は問わない。）とし、それぞれの工事現場に常駐する

3 兼務する場合の手続き

(1) 兼任届の提出

- ① JS 発注工事の場合、契約後に提出する現場代理人等通知書と合わせ、現場代理人兼任届（様式1）及び連絡員配置届（様式3）を主任監督員に提出する。
- ② 国、都道府県および市町村の工事と兼任の場合、契約後に提出する現場代理人等通知書と合わせ、現場代理人兼任届（国、都道府県および市町村との兼任）（様式2）及び連絡員配置届（様式3）を主任監督員に提出する。
- ③ 契約職は、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難であると判断した場合に現場代理人の兼任を認めないことができる。